

地域産業委員会 令和4年9月15・16日
スポーツ・文化・国際都市部 資料 1番
所管 スポーツ推進課

第71号議案

大田区総合体育館条例の施設の供用停止に関する条例

- 1 改正理由
大田区総合体育館の大規模な改修を行うにあたり、当該改修の期間、施設の供用を停止するため
- 2 条例内容
裏面のとおり
- 3 施行予定年月日
令和6年4月1日

大田区総合体育館条例の施設の供用停止に関する条例

大田区総合体育館条例（平成 22 年条例第 18 号）に規定する施設は、令和 6 年 4 月 1 日から同年 12 月 27 日までの間、その供用を停止する。

付 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（改正理由）

大田区総合体育館の大規模な改修を行うにあたり、当該改修の期間、施設の供用を停止するため